

自律プランアンケート

12月

Q1 行政と住民が協働で取組むべきことは？
(複数回答)

- 地域の美化、環境保護… 9名
- 老人介護等のボランティア… 7名
- イベント運営……… 2名
- 地域施設の運営・管理… 7名
- 行政への提言……… 7名
- その他……… 1名

Q2 最優先で取組むべき施策は？
(2つまで)

- 高齢者・障害者の福祉事業… 5名
- 生活環境の整備……… 6名
- 基幹産業の整備……… 6名
- 産業おこし、雇用場づくり… 13名
- 教育環境の整備……… 3名
- 防災対策……… 0名
- その他……… 3名

1月

Q1 あなたが積極的に参画したい（できる）と思うのは？
(複数回答)

- 美化運動等のボランティア… 3名
- 老人介護等のボランティア… 3名
- イベントの運営……… 3名
- 委員会、審議会等の委員… 0名
- その他……… 2名

Q2 町の収入増のためにやむを得ないものは？
(複数回答)

- 第1次産業の活性化による税収増……… 3名
- 企業誘致・創設による税収増……… 4名
- 税金、使用料等の徴収強化… 4名
- 使用料・手数料の値上げ… 1名
- 分担金・負担金の値上げ… 1名
- その他……… 4名

11月から3ヶ月にわたって、皆さんからご意見をいただきましたが、自律プランの素案がまもなくまとまるところを受け、アンケートも終了することといたしました。皆さんからいただいたご意見、自律プラン策定住民会議委員の方からいただいたご意見などをもとに、プランの素案を作つており、出来上がりましたら、住民説明会等を開催し、ご提言をいただくことにしています。ご協力ありがとうございました。

なお、今後も町政に関するご意見等がありましたら、提言箱の方へご投函ください。



平成17年分から消費税が変わります！

消費税法が平成16年4月1日から改正されています。個人事業者の方は、原則として平成17年分から適用となります。

①納稅義務が免除される基準期間における課稅売上高が1,000万円（改正前3,000万円）に引き下げられました。

主な改正点

※例えば、平成15年分の課稅売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分の消費税課稅事業者になります。また、平成16年分の課稅売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成18年分の消費税課稅事業者になります。

②簡易課稅制度を適用することができる基準期間における課稅売上高の上限が5,000万円（改正前2億円）に引き下げられました。

新たに消費税課稅事業者になった方及び消費課稅事業者になる方は、「消費税課稅事業届出書」の提出と記帳及び書類の保存が必要になります。

詳しくは

稚内税務署
☎ 0162-133-1115